

復興庁

番号	制度名
復興庁	
復興01	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長
復興02	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）
復興03	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和
復興04	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長
復興05	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長（延長）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長	府省名	復興庁
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、個人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等の所期（制度創設時）の想定が示されていないため（＜点検結果表の別紙＞⑤参照）、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 - 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
測定指標に関する目標値（目標水準）は、復興産業集積区域において設備投資を行う事業者（平成26年度：約280件、27年度：約230件）、達成時期は、27年度末とする。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
復興特区法第37条の指定を受けた事業者は、平成24年度で法人844件、個人19件であり、想定外に僅少ではない。
また、平成25年6月末時点で、被災5県110市町村に分布しており、偏りも生じていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
復興特区法第37条の法人事業者の直近の1ヶ月当たり平均指定件数は、40件（復興庁調べ）。
復興特区法第37条の法人事業者の直近の指定件数の対前年増減率は、80%（復興庁調べ）。
これらを基に平成26年度における法人事業者の指定件数を試算すると273件となり、同様に個人事業者を試算すると、平成26年度の指定件数は9件となる（福島県は、既に平成28年3月までの即時償却が認められているため除外）。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
⑥による適用数試算、復興特区法第37条の1件当たり平均設備投資見込み額1,090百万円（復興庁調べ）、設備投資見込総額に占める機械又は装置割合58%（復興庁調べ）を基に、県別に法人事業者による機械又は装置の設備投資見込み額を試算すると計202,138百万円、同様に個人事業者を試算すると133百万円。
機械又は装置の設備投資見込み額に利益計上法人割合（国税庁会社標本調査）28%、延長による償却率勘案21%、法人税率25.5%を乗じることにより、平成26年度の法人税の減収見込額3,031百万円となり、同様に所得税の減収見込額を試算すると2百万円となる。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
本制度は、租特透明化法の適用対象外のため減収額の実績は把握できないが、復興産業集積区域において、平成24年度844件（法人）、19件（個人）の事業者の指定により、約6千億円の設備投資が見込まれており、投資が促進され、ひいては、雇用機会の確保に寄与しており、税収減は是認される効果であると思慮される。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
本制度は、租特透明化法の適用対象外のため、減収額の実績は把握できないが、復興産業集積区域において、平成26年度には約280件の指定により、約30億円の減収に対して約2千億円の設備投資、27年度には約230件の指定により、約20億円の減収に対して約16百億円の設備投資を見込

んでおり、ひいては雇用機会の確保の促進につながると見込んでおり、税収減は是認される効果であると思慮される。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本制度は、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定した復興推進計画に定める復興産業集積区域内で、対象となる復興推進事業について、地方公共団体へ指定申請し、指定を受けることにより利用でき、新規立地だけでなく既存事業者も利用することができるものである。

いずれの制度も財産取得の負担軽減において違いはないが、東日本大震災においては、広範囲にわたり甚大な被害が発生しており、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保は未だ十分とは言えないことから、多様な事業者に対して、単に租税特別措置だけでなく、複合的に組み合わせて利用できる支援措置を提供することにより、事業者の設備投資を促すこととしている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長 (国税：1)(法人税：義)(所得税：外) (地方税：2)(法人住民税：義、法人事業税：義)(個人事業税：外)
2	要望の内容	○ 復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長を要望する。 現行制度は、平成26年3月31日までが即時償却の適用期限となっており、その後平成28年3月31日までは、50%の特別償却となっている。 この即時償却の適用期限を、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間延長する。
3	担当部局	復興特区班
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 改正経緯 なし
6	適用又は延長期間	延長期間 2年間(平成26年4月1日から平成28年3月31日)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 被災地においては、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保は未だ十分とは言えないことから、雇用機会の確保に資する事業用設備の投資を促進する。 《政策目的の根拠》 ○ 東日本大震災復興基本法 第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。 ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策 ○ 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) 1 基本的考え方 (vi) 震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 復興庁政策評価体系 施策(1) 復興特区制度に係る施策の推進

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 復興産業集積区域において設備投資を行う事業者の増加															
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 復興産業集積区域においてなされた法第37条に基づく指定の件数															
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 復興産業集積区域において、設備投資が促進されることにより、被災者の雇用機会の確保に資することができる。															
8	有効性等	① 適用数等 ＜実績＞ 復興特区法第37条に基づき指定を受けた件数 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>844件</td> <td>19件</td> </tr> </table> ＜見込＞ <table border="1"> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>273件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>218件</td> <td>7件</td> </tr> </table>		法人	個人	平成24年度	844件	19件		法人	個人	平成26年度	273件	9件	平成27年度	218件	7件
			法人	個人													
	平成24年度	844件	19件														
	法人	個人															
平成26年度	273件	9件															
平成27年度	218件	7件															
② 減収額 ＜過去の実績＞ 平成24年度…租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。 ＜将来の推計＞ (単位:百万円) 平成26年度 国税 ▲ 3,033 地方税 ▲ 1,523 平成27年度 国税 ▲ 2,407 地方税 ▲ 1,209																	
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成27年度) 即時償却の適用期限が2年間延長されることにより、平成26年度以降において、事業者による設備投資の意欲を増やし、復興産業集積区域における雇用機会の確保に資する事業用設備の投資の促進に大きく寄与する。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 平成24年度に復興産業集積区域において、特区法第37条の指定を受けた事業所は、8①のとおり、法人844件、個人19件である。 即時償却の期限を2年間延長することにより、今後事業を再開する事業者や新規に進出する事業者による設備投資の促進が図られることにより、平成26年度には約280件、平成27年度には約230件の指定を見込んでいる。															

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度)</p> <p>延長が認められず特別償却の割合が50%になると、復興産業集積区域への設備投資の意欲が落ち、法第37条に基づく指定件数が予測を下回り設備投資も落ち込み、ひいては政策目的である雇用機会の確保へ与える効果も減少することとなる。</p>
		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年～平成27年)</p> <p>本措置は、復興産業集積区域において設備投資を促進することにより、被災地における雇用機会の確保を目的としており、雇用機会の確保を通じて、産業の復興、税収の増加等につながる効果が見込まれる。</p> <p>そもそも即時償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではない。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>即時償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであることから、被災地における設備投資を促進する政策目的達成手段としての確かつ有効であり、また、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らしても必要最小限である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>例えば、復興庁において利子補給制度、経済産業省において津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等、各府省において様々な支援制度が用意されている。</p> <p>東日本大震災においては、広範囲に渡り甚大な被害が発生しており、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保は未だ十分とは言えないことから、多様な事業者に対して複合的に組み合わせて利用できる支援措置を提供することにより、事業者の設備投資を促す必要がある。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>被災地地方公共団体においては、復興産業集積区域への設備投資の増加を通じて、雇用機会の確保につながる効果がある。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）	府省名	復興庁
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（指定を受けた個人事業者又は法人が復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した戸数）は、東日本大震災復興交付金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する）の実現状況の将来予測について、定性的に「被災者の居住の安定がいち早く図られる」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

制度創設時においては、被災各県においての住宅供給目標量等が定まっておらず、本税制の目標を設定することは困難であったため、設定していない。

ただし、平成25年3月時点で、実際に建築されたのは、4,103戸（新築着工統計より。被災前の新築数から震災がなくとも新築されたであろう戸数を推計し、実績から引いた戸数。）となっており、平成25年3月の岩手県及び宮城県の住宅復興プランの供給目標量22,595戸（岩手県住生活基本計画及び宮城県復興住宅計画より）と比較すると、目標は達成できていない。

達成できない原因としては、人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているためである。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

今回要望（期限延長）の測定指標に関する目標値（目標水準）は、4年間（平成29年度末まで）で本特例の適用戸数124戸（岩手県及び宮城県）である。本特例の対象となる優良賃貸住宅は、民間事業者（指定を受けた個人事業者又は法人）により新築されるものであり、補助金等で助成する性質のものではなく（共有部分及び併設施設に対する支援はあるものの本特例は専用部分に対するもの）、したがって他の政策手段の効果を受ける可能性は少ないと考えられるため、本特例の適用戸数は適切な効果測定指標であると考えられる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

本特例の適用件数については、復興推進計画の認定実績（地方公共団体で作成し復興庁にて認定）、事業者の指定実績（事業者が申請し地方公共団体にて指定）により把握できるが、復興推進計画の認定は、平成25年3月の石巻市のみであり、25年8月、事業者の指定実績はなしのため、適用戸数はなしである。平成25年度の109戸の適用見込みは復興推進計画を認定済みの石巻市にヒアリングしたもの。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成25年8月、適用戸数はなしであるが、原因としては、人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているためである。平成25年度に石巻市で109戸が、それ以後の4年間（29年度末まで）で124戸（岩手県及び宮城県）の適用戸数が見込まれるため、創設時には被災各県においての住宅供給目標量等が定まっていなかったものの、仮に震災全壊戸数に借家割合、本制度の適用が見込まれる割合、供給主体別の黒字割合を乗じて推計した適用戸数231戸と比較して、想定外に僅少ではない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

- 岩手県・宮城県において必要な民間賃貸住宅の戸数（岩手県住生活基本計画（H25.1）・宮城県復興住宅計画（H24.4））に対して、本税制の要件のうち構造・床面積等の基準を満たす割合を、建築着工統計（国土交通省）に基づく実績から算定して乗じて、本特例の要件を満たす戸数を求め、供給主体別の黒字割合を乗じて将来の戸数を推計した（4年間で124戸。年間31戸）。
- 具体的な計算過程は以下のとおり。

岩手県住生活基本計画によれば、岩手県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は3500戸。宮城県復興住宅計画によれば、宮城県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は57000戸。福島県は、住宅供給計画を策定していないことから、考慮しない。

住宅・土地統計を元にこれらのうち床面積50～120㎡等の本特例の要件を満たしうるものを試算すると、合計3146戸（うち耐用年数35年以上は2544戸、35年未満は602戸）となる。

これらには平成25年度までに新規着工した件数と26年度以降に新規着工した件数が含まれることから、建築着工統計を基に25年度までに新規着工した件数を試算する。

平成24年1月～25年3月までに新規着工が見込まれる件数は、建築着工統計によれば1360戸（うち、耐用年数35年以上は865戸、35年未満は495戸）。

これを基にすれば、平成25年4月～平成26年3月に新規着工が見込まれる戸数は、12/15倍と見なして1088戸（うち、耐用年数35年以上は692戸、35年未満は396戸）

合計2448戸（うち、耐用年数35年以上は1557戸、35年未満は891戸）となる。

よって、平成26年度以降に本特例の要件を満たすものは、2554-1557=987戸となる。

（耐用年数35年未満については、試算上本特例の要件を満たすものがないものと見なしている）

これに法人税を支払うことが出来る黒字経営をしている法人の割合等をかければ、実際に特例の適用の対象となる戸数は124戸となる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

現在までの適用戸数はなしであるため、減収額もなしである。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

- 岩手県・宮城県において必要な民間賃貸住宅の戸数（岩手県住生活基本計画（H25.1）・宮城県復興住宅計画（H24.4））に対して、本税制の要件のうち構造・床面積の基準を満たす割合を、建築着工統計（国土交通省）に基づく実績から算定して乗じて、本特例の要件を満たす戸数を求め、本制度の適用が見込まれる戸数、供給主体別の黒字割合を乗じて将来の減収額を推計した（年間30.3百万円。うち国税26.5百万円、地方税3.8百万円）。
- 具体的な計算過程は以下のとおり。

岩手県住生活基本計画によれば、岩手県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は3500戸。宮城県復興住宅計画によれば、宮城県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は57000戸。福島県は、住宅供給計画を策定していないことから、考慮しない。

住宅・土地統計を元にこれらのうち床面積50～120㎡等の本特例の要件を満たしうるものを試算すると、合計3146戸（うち耐用年数35年以上は2544戸、35年未満は602戸）となる。

これらには平成25年度までに新規着工した件数と平成26年度以降に新規着工した件数が含まれることから、建築着工統計を基に平成25年度までに新規着工した件数を試算する。

【復興02】

平成24年1月～25年3月までに新規着工が見込まれる件数は、建築着工統計によれば1360戸（うち、耐用年数35年以上は865戸、35年未満は495戸）。

これを基にすれば、平成25年4月～平成26年3月に新規着工が見込まれる戸数は、12/15倍と見なして1088戸（うち、耐用年数35年以上は692戸、35年未満は396戸）。

合計2448戸（うち、耐用年数35年以上は1557戸、35年未満は891戸）となる。

- よって、平成26年度以降に本特例の要件を満たすものは、 $2554 - 1557 = 987$ 戸となる。（耐用年数35年未満については、試算上本特例の要件を満たすものがないものとみなしている）

これに法人税を支払うことができる黒字経営をしている法人の割合等を掛ければ、実際に特例の適用の対象となる戸数は124戸となる。

この戸数に対して、一戸当たりの平均建設費13.3百万円（「平成24年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」別表第1、○その1、中層耐火構造（地上階数4～5階）（片廊下型住棟）の岩手県・宮城県の平均）、特別償却率、税率等を乗じれば、特別償却については、法人税については年間で4.6百万円、所得税については15.2百万円の減収となる。

また、税額控除率を乗じれば、税額控除については、法人税については年間で6.4百万円、所得税については26.7百万円の減収となる。

対象戸数の半数が特別償却を、残り半数が税額控除を選択したと仮定すると、年間当たり合計で26.5百万円（法人税5.5百万円、所得税21.0百万円）となる。

また、法人税の減収額に税率を乗じれば、法人住民税は年間で1.0百万円、法人事業税は0.9百万円の減収となる。所得税の減収額に税率を乗じれば、個人事業税は1.9百万円となる。

したがって、年間当たり合計で3.8百万円（法人住民税1.0百万円、事業税2.8百万円）となる。

- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているため、平成25年8月、適用戸数はなしである。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているため、平成25年8月、適用戸数はなしであり、税収減もなしである。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本要望により税収減の対象となる期間は、平成29年度末までであり、また、本特例適用の対象者は、住宅に大きな被害を生じた地域の被災者である。減収額の見込みは、延長期間合計で、国税で106百万円、地方税で15.2百万円である。これらのことから、措置の適用期間、適用対象者ともに極めて限定的であり、当該限定的な適用により、居住環境の不安定な状況に置かれている被災者の居住の迅速な確保に大きく貢献するものと考えられ、生じる税収減に十分見合う目的達成が図られると判断される。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本特例の対象となる優良賃貸住宅は、民間事業者（指定を受けた個人事業者又は法人）により新築されたものであり、補助金等で助成する性質のものではなく（共有部分及び併設施設に対する支援はあるものの本特例は専用部分に対するもの）、規制的手段により解決が図られるものでもない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度(延長) (国税2)(法人税:義、所得税:外) (地方税3)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	住宅に大きな被害が生じた地域の居住の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人が、復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、その取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除(税額の20%を限度)ができる特例の適用期限を4年間延長する。
3	担当部局	復興庁復興特区班、国土交通省住宅局住宅総合整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
6	適用又は延長期間	4年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成23年3月に発生した東日本大震災により、被災地域においては、多くの住宅が損壊し、住宅に対する切実な需要が生じる一方で、被災地域における賃貸住宅の供給は容易ではないことから、緊急に賃貸住宅の建設を促進して住宅不足に速やかに対応し、被災地域の復興を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部平成23年7月29日) 5 復興施策 (1)災害に強い地域づくり ④被災者の居住の安定確保 (i)地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。</p> <p>住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等の住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)がそれぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策「復興施策の推進」 施策「(1)復興特区制度に係る施策の推進」</p>

8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する。 なお、岩手県及び宮城県以外の被災地域では、復興住宅の供給目標を定めておらず、現時点で、定量的な達成目標を示すことは困難。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 指定を受けた個人事業者又は法人が復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した戸数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 約10万世帯が仮設住宅での生活を余儀なくされているところ、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができる。</p>
		① 適用数等	<p>(実績) 平成24年1月～平成25年3月 なし ただし、石巻市が作成した本特例を内容とする復興推進計画が平成25年3月に認定済みであり、平成25年度に同市において109戸の本特例の適用実績が見込まれる。 (見込み) 平成26年度:31戸 平成27年度:31戸 平成28年度:31戸 平成29年度:31戸</p>
		② 減収額	<p>平成26年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8) 平成27年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8) 平成28年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8) 平成29年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～29年度) 東日本大震災後、被災地域で応急仮設住宅等への入居を余儀なくされていた世帯の数は、最大で約13万世帯に上っていたところ、平成25年6月現在では約10万世帯となっており、民間賃貸住宅の整備が一定程度の役割を果たしているものと考えられ、今後も引き続き継続することで更なる減少が期待できる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23～29年度) 本特例の対象となる民間賃貸住宅は、一定の規模を有し、かつ、適切な家賃設定がなされる優良な賃貸住宅であるところ、本特例は、減価償却の前倒し又は税額控除による事業初期の資金繰りを支援することにより、被災地域における賃貸住宅経営に関する意欲を刺激し、優良な賃貸住宅の供給促進を図るものであり、被災者の居住の安定がいち早く図られる。 石巻市が作成した本特例を内容とする復興推進計画が平成25年3月に認定され、本特例の活用が始まったところであり、今後も本特例が被災者の住宅の確保に資するものと思われる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23～29年度) 被災地における民間賃貸住宅の供給が遅れ、被災者の居住の安定の確保が害される可能性がある。</p>

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23~29 年度) 被災者向けの賃貸住宅の供給を促し、被災者の居住の安定の確保を早期に図ることができる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	特別償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。税額控除は、事業者が支払うべき納税額に変動を与えるものの、事業者及び期間を限定し、事業初期の資金繰り支援を図り短期に集中して優良賃貸住宅の建設を促進するものであるから、政策目的達成手段として、的確である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	東日本大震災の被災者が恒久的な公的賃貸住宅に入居することを支援するため、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅の建設、買取り及び改良に係る費用を支援しているが(東日本大震災復興交付金の内数)、本特例措置は、住宅の専用部分の建設費用に対する支援である一方、予算上の措置は、住宅の共有部分及び併設する施設の建設費用に対する支援であり、両者の支援対象は重複しておらず、整合がとれている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができるため、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和	府省名	復興庁
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時である平成23年度の制度創設時には、本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が設定されていなかったもの。

- ③ 達成目標及び測定指標（評価書中7③「達成目標及び測定指標」欄への補足説明）

本租税特別措置等の達成目標に係る測定指標を「復興特区法第40条第1項に基づく指定を受ける法人の数」としていることから、本租税特別措置が実現した場合の適用数（平成26年度24者、27年度24者）に加え、本租税特別措置がなくても現行制度上生じると推定される適用数（平成26年度3者、27年度3者）を考慮し、達成目標を「復興特区法第40条第1項に基づく指定を受ける法人の数が、平成27年度末までに54者となること」とする。

なお、「本租税特別措置が実現した場合の適用数」とは、本租税特別措置すなわち今回要望している新規立地促進税制の要件緩和が実現した場合に、増加的に生じることが推定される適用数であり、「本租税特別措置がなくても現行制度上生じると推定される適用数」とは、本租税特別措置すなわち今回要望している新規立地促進税制の要件緩和が実現しなくとも、現行の要件のもとで生じることが推定される租税特別措置の適用数である。したがって、租税特別措置等は測定指標に直結しており、租税特別措置等の適用数以外の要素は、測定指標には寄与しないことから、達成目標に対する適用数を調べることで事後検証が可能であり、達成目標として設定した「54者」は、目標値として適切なものであると考えられる。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時に、所期の想定を設けていなかったものであるが、特定復興産業集積区域へ立地する新設法人のみに適用される点で、他の復興特区税制における措置と比べ、適用数が相当程度限定的になることが制度上想定されており、十分に活用が図られているとまではいえないことから税制改正要望を行うものの、想定外に僅少となっているものではない。また、実績をみる限り、適用される法人についての偏りはみられない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数は、以下のとおり予測。

工場立地動向調査（経済産業省）より、特定復興産業集積区域を設定している被災5県での平成24年における立地件数は、158件。被災県との意見交換により、このうちの2割程度の31件が沿岸地域への新設法人の立地と推定できる。

被災5県の中には、特定復興産業集積区域を設定していない市町村もあることから、31件からその分だけ除し、単年度において24件が特定復興産業集積区域への新設法人の立地と推計でき、この数だけ復興特区法第40条の指定を受ける法人があると見込まれる（内訳：A県1者、B県5者、C県6者、D県8者、E県4者）。

現行制度上、指定を受ける期限が平成27年度末であることから、26年度及び27年度のそれぞれにおいて、同じ数の法人が指定を受けると推定し、適用数を26年度24者、27年度24者と予測した。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法の適用対象外の措置のため、実態の減収額を把握できていないもの。

なお、平成24年度の適用件数2者について、下記⑧から、5県平均の1者当たりの減収額を約0.94百万円と推計していることから、適用件数が2者の場合、これに2を乗じた約1.88百万円となるという推計をすることができる。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額は、以下のとおり予測。

国税庁資料に、都道府県別の法人数及びこれらの法人の合計所得金額データがあり、当該データから、被災5県における県ごとの法人1者当たりの所得金額を推計（A県4.89百万円、B県6.13百万円、C県7.44百万円、D県6.00百万円、E県6.61百万円）。

この所得金額に法人税率を乗じるに当たり、国税庁資料から、資本金1億円未満の法人が98.4%、資本金1億円以上の法人が1.6%あるとされており、前者の割合で税率15%、後者の割合で税率25%が適用されることとし、計算上、被災5県における県ごとの法人1者当たりに課税される法人税の額、すなわち1者当たりの減収額を推計（A県0.74百万円、B県0.93百万円、C県1.13百万円、D県0.91百万円、E県1.00百万円。5県平均0.94百万円）。

適用数に1者当たり減収額を乗じることで、年度当たりの減収額を算出できるが、1者当たりの減収額は、上述のとおり県ごとに多寡があり、また、単年度の適用数24者の内訳も、上記⑥のとおり県で一定ではないことから、県ごとの減収額に県ごとの適用数を乗じることで、適用数24者に対する単年度の減収額を、以下のとおり推計。

A県：0.74×1=0.74

B県：0.93×5=4.65

C県：1.13×6=6.78

D県：0.91×8=7.28

E県：1.00×4=4.00

0.74+4.65+6.78+7.28+4.00=23.45より、23.45百万円と推計した。

なお、指定を受けた法人が5年間、本租税特別措置を受けられるものであるところ、平成27年度から平成30年度までは、26年度に指定を受けた24者及び27年度に指定を受けた24者それぞれについて減収が生じる期間となることから、減収額は2倍となり、23.45×2=46.9より、当該期間の各年度の減収額を46.9百万円と推計した。

- ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握

③で述べたとおり、本租税特別措置すなわち今回要望している新規立地促進税制の要件緩和が実現しなくとも、現行の要件のもとで生じることが推定される租税特別措置の適用数が3者であるところ、実績として現行の要件のもとで2者が指定を受けており、達成目標と考えられる状況がある程度実現しているものと見ることができる。

- ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測

【復興03】

③で述べたとおり、達成目標と測定指標は、租税特別措置等の適用数以外の要素は、測定指標には寄与しないことから、目標がどの程度、本租税特別措置によって達成されるかについて、適切に説明されているものと考えられる。

⑪ 租税減免の効果の実績確認（評価書中8③「租税減免を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額の実績（推計）は、上記⑦のとおり、1.88百万円であり、この程度の減収額で、目標の目安と考えられる状況がある程度実現しており、新設法人の立地により政策目的である被災地における雇用機会の確保にも確実に寄与していることから、租税減免を是認するような効果があると考えられる。

⑫ 租税減免の効果の将来見込み（評価書中8③「租税減免を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額の見込みは、適用件数24者に対し、単年度で23.45百万円であり、達成目標の実現状況の将来予測は、本租税特別措置により約89%達成されることとなり、新設法人の立地により政策目的である被災地における雇用機会の確保にも確実に寄与することが見込まれることから、租税減免を是認するような効果が十分見込まれると考えられる。

⑬ 租税の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

企業の新設を増加させ、雇用等に著しい被害のあった地域における雇用機会の確保に寄与するための手段であることから、規制により政策目的が実現するものではない。また、立上げ当初で経営の安定しない新設法人の税負担を5年間軽減するという新規立地促進税制の制度趣旨に鑑み、毎年度の課税後に毎年度の補助金等で応分の支援をするより、課税されないよう措置を講ずる方が、趣旨にかなった直接的な支援となり、かつ、法人の事務負担の観点からも、合理的なものとなる。

よって本租税特別措置等の手段の方が、他の政策手段と比して必要かつ適切なものであるといえる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和 (国税:3)(法人税:義) (地方税:4)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	被災地における投資・雇用を促進させるため、東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)第40条に基づく税制上の特例措置(いわゆる「新規立地促進税制」)の適用を受けるための要件を緩和する。 具体的には、以下のとおり。 ○ 再投資等準備金の積立て期間において、被災地において雇用機会を確保することが担保される範囲内で、本店のある特定復興産業集積区域外への事務所等の設置を認める。 ○ 再投資等準備金を用いた再投資について、被災地において雇用機会を確保することが担保される範囲内で、本店のある特定復興産業集積区域外への再投資も即時償却の対象とする。 ○ 上記により設置が認められる事務所等における従業員の数は、一定以下とする。
3	担当部局	復興庁復興特区班
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度:平成23年度 改正経緯:なし
6	適用又は延長期間	平成28年3月31日までに復興特別区域法第40条に基づく指定を受けた法人に対して適用
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の新設を増加させ、もって震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における更なる雇用機会の確保に寄与する。 《政策目的の根拠》 ○ 東日本大震災復興基本法 第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。 □ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策 ○ 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) 1 基本的考え方 (vi) 震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策「復興施策の推進」 施策「(1)復興特区制度に係る施策の推進」

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 復興特区法第40条第1項に規定する復興産業集積区域(特定復興産業集積区域)における新規立地新設法人の増加
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 復興特区法第40条第1項に基づく指定を受ける法人の数
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新規立地促進税制が活用され、企業の新設及び投資・雇用の促進されることにより、企業の収益が拡大し、安定的な収益が確保されることをもって、再投資終了後も、被災地における継続的な雇用の維持・確保に大きく寄与する。
8 有効性等	① 適用数等	(過去の実績) 平成24年度・・・適用件数:2者 平成25年度・・・適用件数:1者(平成25年6月末日現在) (将来の推計) 平成26年度・・・適用件数:24者 平成27年度・・・適用件数:24者
	② 減収額	(過去の実績) 平成24年度の適用件数に係る減収額・・・租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。 (将来の推計) 平成26年度・・・▲23.45百万円 平成27年度・・・▲46.9百万円 平成28年度・・・▲46.9百万円 平成29年度・・・▲46.9百万円 平成30年度・・・▲46.9百万円 平成31年度・・・▲23.45百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成37年度) 法人の本店がある特定復興産業集積区域以外の区域での活動の余地が拡大することにより、新規立地促進税制を活用しようとする企業が増加し、実際に新規立地促進税制を活用した再投資が増加することで、当該法人が所在する津波被災区域等における投資・雇用の促進に大きく寄与する。 これまでは、法人の本店がある特定復興産業集積区域内での活動に限られており、その範囲内で投資・雇用の生み出されていたが、上記のとおり活動の自由度が増すことで、そのインパクトはより大きなものとなる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成37年度) 平成24年度に特定復興産業集積区域において、復興特区法第40条に基づく指定を受けた法人は、2者である(平成25年6月末日までにさらに1者指定)。新規立地促進税制の要件を緩和することにより、特定復興産業集積区域に立地する新規立地新設企業が増加し、平成26年度及び平成27年において、それぞれ24件の指定を見込んでいる。

	9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成37年度) 法人の本店がある特定復興産業集積区域内のみにしか事務所等を設置できず、そのような範囲内で事業活動が完結する法人しか新規立地促進税制の適用を受けられないことから、現状から指定の大きな伸びは見込めず、投資・雇用に及ぼす効果は限定的となる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成37年度) 法人が雇用する従業員の人数や給与支給額に関する要件は維持しており、小規模の法人には適用されないことから、投資・雇用に相当程度大きな影響を及ぼす法人にピンポイントで適用させることができる。 また、個人事業者には適用がないこと、今回緩和しようとする事務所等には、人員規模に関する制限を設けること、等により、無限定な減収の拡大を助長することはない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	復興特区法に基づく、投資促進税制として、37条から39条までの措置があるが、これらは既存の企業がその活動を維持していく場合にも活用される税制であるところ、新規立地促進税制は津波被災区域等へ新たに立地する企業であって、一定以上の投資・雇用が見込まれるものに限って適用されるものであり、想定される適用対象・適用場が相当程度異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
	10 有識者の見解	—	
	11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長	府省名	復興庁
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（被災地において完全復旧、事業再開する被災事業者の増加）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（被災地において完全復旧した事業所数）は、復興特区支援利子補給金制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が把握されておらず（＜点検結果表の別紙＞⑤参照）、本租税特別措置等が適用される事業所数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「本措置は、被災地において被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開、完全復旧の促進を通じて、産業の復興、税収の増加等につながる効果が見込まれる。そもそも、特別償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではない。」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用数の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果・達成目標（被災地において完全復旧、事業再開する被災事業者の増加）の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「本措置は、被災地において被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開、完全復旧の促進を通じて、産業の復興、税収の増加等につながる効果が見込まれる。そもそも、特別償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り

支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではない。」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（被災地において完全復旧、事業再開する被災事業者の増加）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例を通じて、被災地において、被災代替資産等の取得等を促進し、被災事業者の本格的な事業再開に資することができる。」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。
- ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段として、利子補給制度、津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等があるとしているが、本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担が説明されていない（＜点検結果表の別紙＞⑭参照）ため、役割分担を明らかにすることにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本制度は「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（いわゆる「震災特例法」）に基づく措置であり、租税透明化法の適用対象外であるため、当該調査に基づく適用状況の把握はなされていない。また、本制度の手続は税務署で完結しており、実績を把握するには、別途改めて調査を行う必要があるが、税務当局に過大な負担を要するため、ただちに把握は困難である。
しかしながら、本制度は、被災事業者に広く偏りなく利用されることを想定しているため、事業者規模・業種等により適用を制限することはないことから、実績が僅少になることや、偏りが生じることなく、広く利用されていると推測される。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
⑧により試算した法人による設備投資対象額は101,593百万円。
平成24年度の復興特区法第37条の指定実績の平成24年度～26年度の設備投資見込み額の中央値の平均は126百万円。
これらを基に試算すると、平成26年度の法人事業者の適用見込件数は807件となり、個人事業者を同様に試算すると18件。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
・ 東日本大震災による製造業の資本ストック被害額（平成23年5月日本政策投資銀行）は1,637十億円。
投資額の前産業／製造業比率（内閣府・民間企業投資・除却調査：平成22年度計数から計算）は、2.7。
平成24年度末の未復旧事業所率（復旧済み、廃業を除外）（宮城県被災商工業者営業状況調査）は、内陸部2%、沿岸部19%。
復旧による未復旧事業所対前年減少率（平成24年、25年宮城県被災商工業者営業状況調査から計算）は、内陸部12%、沿岸部84%。
これらを基に、平成26年3月時点での未復旧資産ストック額を県別に試算すると、計429,531百万円。
・ 特別償却の対象となる資産の割合（内閣府・民間企業投資・除却調査：平成22年度計数から計算）は、0.584。
本制度を利用すると見込まれる事業者割合（平成25年宮城県被災商工業者営業状況調査を基に試算）0.81。
これらを未復旧資産ストック額と併せて、平成26年度設備投資見込み額を試算すると、101,593百万円。
・ 設備投資見込み額に、利益計上法人割合（国税庁会社標本調査）28%、延長による償却率勘案0.079、法人税率25.5%を乗じることにより、平成26年度の法人税の減収見込額573百万円となり、同様に所得税の減収見込額を試算すると0百万円となる。

【復興04】

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本制度は、事業者における被災代替資産等の取得における負担軽減により、資産取得を促進するものであり、いずれの制度も財産取得の負担軽減において違いはないが、東日本大震災においては、広範囲にわたり甚大な被害が発生しており、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保はまだまだ十分とはいえないことから、多様な事業者に対して、単に租税特別措置だけでなく、複合的に組み合わせて利用できる支援措置を提供することにより、事業者の設備投資を促すこととしている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長 (国税：5)(法人税：義)(所得税：外)																				
2	要望の内容	<p>○ 被災代替資産等の特別償却は、平成28年3月31日までに被災代替資産等の取得などをして事業の用に供した場合には、特別償却が適用される。平成26年3月31日までに取得等した場合は、平成26年4月1日以降に取得等した場合に比べ、特別償却の割合が1.5倍に引き上げられている。</p> <p>この特別償却の割合の引き上げの適用期限を、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">減価償却資産の種類</th> <th rowspan="2">取得等の時期</th> <th colspan="2">特別償却割合</th> </tr> <tr> <th>中小企業者等</th> <th>その他法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建物又は構築物（増築部分を含む）</td> <td>～平成26年3月31日</td> <td>18%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>～平成28年3月31日</td> <td>12%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械及び装置、船舶、航空機又は車輛運搬具</td> <td>～平成26年3月31日</td> <td>36%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>～平成28年3月31日</td> <td>24%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	減価償却資産の種類	取得等の時期	特別償却割合		中小企業者等	その他法人	建物又は構築物（増築部分を含む）	～平成26年3月31日	18%	15%	～平成28年3月31日	12%	10%	機械及び装置、船舶、航空機又は車輛運搬具	～平成26年3月31日	36%	30%	～平成28年3月31日	24%	20%
減価償却資産の種類	取得等の時期	特別償却割合																				
		中小企業者等	その他法人																			
建物又は構築物（増築部分を含む）	～平成26年3月31日	18%	15%																			
	～平成28年3月31日	12%	10%																			
機械及び装置、船舶、航空機又は車輛運搬具	～平成26年3月31日	36%	30%																			
	～平成28年3月31日	24%	20%																			
3	担当部局	復興特区班																				
4	評価実施時期	平成25年8月																				
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 改正経緯 なし																				
6	適用又は延長期間	延長期間 2年間(平成26年4月1日から平成28年3月31日)																				
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 被災地においては、暮らしの再生に不可欠な被災事業者の施設・設備の復旧及び事業の本格再開は終了したとは言えないことから、本制度により、被災代替資産等の取得等を促進し、被災事業者の設備等の復旧・事業の本格再開を促進する。</p>																				

		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災復興基本法 第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。 □ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策 										
	② 政策体系における政策目的の位置付け	復興庁政策評価体系 施策(4) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進((1)~(3)に掲げるものを除く。)										
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 被災地において完全復旧、事業再開する被災事業者の増加</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 被災地において完全復旧した事業所数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 被災地において、被災代替資産等の取得等が促進されることにより、被災事業者の設備の復旧・事業の本格再開に資することができる。</p>										
8	有効性等	① 適用数等	<p><過去の実績> 平成24年度…租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。</p> <p><見込></p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>807件</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>807件</td> <td>18件</td> </tr> </table>		法人	個人	平成26年度	807件	18件	平成27年度	807件	18件
			法人	個人								
平成26年度	807件	18件										
平成27年度	807件	18件										
② 減収額	<p><過去の実績> 平成24年度…租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。</p> <p><将来の推計> (単位:百万円)</p> <p>平成26年度 ▲573</p> <p>平成27年度 ▲573</p>											
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年~平成27年) 特別償却の割合の引き上げが2年間延長されることにより、平成26年度以降において、事業所の再開を図ろうとする事業者による被災代替資産等の取得等への意欲を増やし、被災地における被災事業者の設備等の復旧・事業の本格再開の促進に大きく寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年~平成27年) 本特例を通じて、被災地において、被災代替資産等の取得等を促進し、被災事業者の本格的な事業再開に資することができる。</p>										

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度~平成27年度) 被災事業者が、事業再開、継続をするためには被災代替資産等を取得する必要があり、資金繰り支援の効果がある特別償却の割合の引き上げによるインセンティブやその効果は大きいと考えられる。特別償却の割合の引き上げの延長が認められないと、被災代替資産等の取得等が減り、未だ遅れている事業所の再開の促進に支障を来すことになる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年~平成27年) 本措置は、被災地において被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開、完全復旧の促進を通じて、産業の復興、税收の増加等につながる効果が見込まれる。 そもそも、特別償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではない。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	特別償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであることから、政策目的達成手段としての確かつ有効であり、また、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らし必要最小限である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	例えば、復興庁において利子補給制度、経済産業省において津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等、各府省において様々な支援制度が用意されている。 東日本大震災においては、広範囲に渡り甚大な被害が発生しており、暮らしの再生に不可欠な事業の再開、完全復旧は未だ終了しているとは言えないことから、多様な事業者に対して複合的に組み合わせて利用できる支援措置を提供することにより、事業者の被災代替資産等の取得等を促す必要がある。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	被災地方公共団体においては、被災地における被災代替資産等の取得等による事業再開・完全復旧を通じて、産業の回復、暮らしの再生が確保される効果がある。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長（延長）	府省名	復興庁
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標の達成時期が、要望する租税特別措置等の延長期間を超えて平成32年と設定されているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（民間賃貸住宅の新築着工戸数）について、本特例措置の対象となるのは、優良賃貸住宅であるため、例えば、優良賃貸住宅の新規着工件数等、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する）の実現状況について「岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前で、6.3%上昇しており、本特例には面積が広く質の高い住宅供給を促進する効果が認められる」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する）の実現状況の将来予測について「今後も被災者の住宅の確保に資することができる」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
- 制度創設時においては、被災各県においての住宅供給目標量等が定まっておらず、本税制の目標を設定することは困難であったため、設定していない。
- ただし、平成25年3月時点で、実際に建築されたのは、4,103戸（新築着工統計より。被災前の新築数から震災がなくとも新築されたであろう戸数を推計し、実績から引いた戸数。）となっており、25年3月の岩手県及び宮城県の住宅復興プランの供給目標量22,595戸（住まいの復興工程表（平成25年3月））と比較すると、目標は達成できていない。
- 達成できない原因としては、人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているためである。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」）
- 岩手県及び宮城県の作成した住宅復興プランによると、平成32年までに必要な民間賃貸住宅の供給量は22,595戸（住まいの復興工程表（平成25年3月））である。そこから、24年度の実績値（建築着工統計）と25年度分の推計（平成24年度実績値を引いた戸数を残りの年数の8で割った戸数）を除くと、16,180戸となり、この戸数について現時点での達成目標とする。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。
- 適用件数の過去の実績及び減収額の実績の算定根拠については、以下のとおり。
- 平成24年1月～25年3月までに新規着工した件数は、建築着工統計によれば1,360戸（うち、耐用年数35年以上は865戸、35年未満は495戸）。
- これを基にすれば、平成25年4月～26年3月に新規着工が見込まれる戸数は、12/15倍と見なして1,088戸（うち、耐用年数35年以上は692戸、35年未満は396戸）。
- 合計2,448戸（うち、耐用年数35年以上は1,557戸、35年未満は891戸）となる。
- これらに1戸当たりの平均建設費（13.33百万円）（「平成24年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」別表第1、○その1、中層耐火構造（地上階数4～5階）（片廊下型住棟）の岩手県及び宮城県の平均）、償却率・割増率・税率等を掛ければ、適用実績は16.9百万円、適用戸数は393戸と試算される。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 制度創設時においては、被災各県においての住宅供給目標量等が定まっておらず、本税制の具体的な目標・想定を設定することは困難であったため、設定していない。
- ただし、平成25年3月時点で、実際に建築されたのは、4,103戸（新築着工統計より。被災前の新築数から震災がなくとも新築されたであろう戸数を推計し、実績から引いた戸数。）となっており、25年3月の岩手県及び宮城県の住宅復興プランの供給目標量22,595戸（住まいの復興工程表

（平成25年3月））と比較すると、目標は達成できていないが、現在の供給ペースを維持すると仮定した場合、供給目標量を目標年度までにかろうじて達成できる状況であり、想定外に僅少とはいえない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- ④のとおり、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。
- 適用件数の将来予測については、岩手県及び宮城県において必要な民間賃貸住宅の戸数（岩手県住生活基本計画（H25.1）及び宮城県復興住宅計画（H24.4））に対して、本税制の要件のうち構造・床面積の基準を満たす割合を、建築着工統計（国土交通省）に基づく実績から算定して乗じて、本特例の要件を満たす戸数を求め、割増償却制度の適用が見込まれる戸数、供給主体別の黒字割合を乗じて将来の減収額を推計した。具体的な方法は以下のとおり。
- 岩手県住生活基本計画によれば、岩手県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は3,500戸。宮城県復興住宅計画によれば、宮城県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は57,000戸。福島県は、住宅供給計画を策定していないことから、考慮しない。
- 住宅・土地統計を基にこれらのうち床面積50～120㎡等の本特例の要件を満たしうるものを試算すると、合計3,146戸（うち耐用年数35年以上は2,544戸、35年未満は602戸）となる。
- これらには平成25年度までに新規着工した件数と26年度以降に新規着工した件数が含まれることから、建築着工統計を基に25年度までに新規着工した件数を試算すると、④のとおり、合計2,448戸（うち、耐用年数35年以上は1,557戸、35年未満は891戸）となる。
- よって、平成26年度以降に本特例の要件を満たすものは、2,554-1,557=987戸となる。（耐用年数35年未満については、試算上本特例の要件を満たすものが無いものとみなしている）
- これに法人税を支払うことができる黒字経営をしている法人の割合等をかければ、実際に特例の適用の対象となる戸数は158戸となる。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。
- 減収額の実績の算定根拠については、④のとおり。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- ⑥の戸数に対して、一戸当たりの平均建設費13.3百万円（「平成24年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」別表第1、○その1、中層耐火構造（地上階数4～5階）（片廊下型住棟）の岩手県及び宮城県の平均）、償却率・割増率・税率等を乗じれば、法人税については延長4年間で8百万円、所得税については26.2百万円の減収となる。
- 割増償却は5年間続くため、延長4年目においての新規対象の割増償却終了まで含めると8年間分の減収となる。
- したがって、年間当たり合計で4.3百万円（法人税1百万円、所得税3.3百万円）となる。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【復興05】

租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、正確な減収額を把握することが困難である。

そのため、適用実績については建築着工統計（H24. 1～H25. 3 国土交通省）に基づく新築住宅着工戸数のうち、本税制の適用対象となる構造・床面積を満たしている戸数を推計し、それに基づいて平均的な建設費を基に減収額を算定しており、その結果より、税収減を是認する効果があると考えている。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

新築の民間賃貸住宅の着工戸数に対して、税制適用対象となる被災地の優良賃貸住宅に絞ってその効果を測定した結果、岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前後で、6.3%上昇しており、かつ依然として民間賃貸住宅の供給量は資材・人員不足、宅地造成の遅れ等から不足していることから、需要は大きく、今後も同様の効果が見込まれ、減収見込額を是認できると考えている。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

補助金等と比較すると、政策目的達成手段として少ない負担で効果を上げており、相当性があると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長(延長) (国税7)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	東日本大震災により相当な被害を受けた地域として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第41条の規定に基づき国土交通大臣が告示した区域内において、一定の要件を満たす被災者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築した場合の、当該被災者向け賃貸住宅の専用部分に係る所得税・法人税の割増償却制度(当初5年間5割増(耐用年数35年以上のものは7割増))の適用期限を4年間延長する。
3	担当部局	国土交通省住宅局住宅総合整備課、復興庁復興特区班
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
6	適用又は延長期間	4年間
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災により、被災地域においては、多くの住宅が損壊し、住宅に対する切実な需要が生ずる一方で、被災地域における賃貸住宅の供給は容易ではないことから、緊急に賃貸住宅の建設を促進して住宅不足に速やかに対応し、被災地域の復興を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>■東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部平成23年7月29日)</p> <p>5 復興施策 (1)災害に強い地域づくり</p> <p>④被災者の居住の安定確保</p> <p>(i)地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。</p> <p>■住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)</p> <p>目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p> <p>低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等の住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)がそれぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策「復興施策の推進」</p> <p>施策「(1)復興特区制度に係る施策の推進」</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する。なお、岩手県及び宮城県以外の被災地域では、復興住宅の供給目標を定めておらず、現時点で、定量的な達成目標を示すことは困難。	
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 全ての被災地域が住宅の必要供給量を設定しているわけではないため、定量的な測定指標を示すことは困難。	
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 約10万世帯が仮設住宅での生活を余儀なくされているところ、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができる。	
8 有効性等	① 適用数等	(実績) 平成23年度、平成24年度(本特例は平成23年12月に措置):218戸 (見込み) 平成25年度:175戸 平成26年度:40戸 平成27年度:40戸 平成28年度:40戸 平成29年度:40戸 ※実績は、建築着工統計調査により推計。 ※見込みは、新築着工のペース、現時点で判明している被災地における必要戸数から推計。 岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前後で、6.3%上昇しており、本特例によって面積が広く質の高い住宅供給が促進されていることから、適用されうる対象からみて想定外に僅少ではないものと考えられる。 また、本特例は、住宅を賃貸する事業者一般(個人・法人)を対象としており、特定の者に偏っているものではない。	
		② 減収額	(実績) 平成23年度、平成24年度(本特例は平成23年12月に措置):9.4百万円 (見込み) 平成25年度:7.5百万円 平成26年度:4.3百万円 平成27年度:4.3百万円 平成28年度:4.3百万円 平成29年度:4.3百万円 ※本特例の要件を満たす戸数に、割増償却制度の適用が見込まれる戸数、供給主体別の黒字割合を乗じて推計した。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23~29年度) 東日本大震災後、被災地域で応急仮設住宅等への入居を余儀なくされていた世帯の数は、最大で約13万世帯に上っていたところ、平成25年6月現在では約10万世帯となっており、民間賃貸住宅の整備が一定程度の役割を果たしているものと考えられ、今後も引き続き継続することで更なる減少が期待できる。

	9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23~29年度) 岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前後で、6.3%上昇しており、本特例には面積が広く質の高い住宅供給を促進する効果が認められることから、今後も被災者の住宅の確保に資することができる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25~29年度) 被災地における民間賃貸住宅の供給が遅れ、被災者の居住の安定の確保が害される可能性がある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23~29年度) 被災者向けの賃貸住宅の供給を促し、被災者の居住の安定の確保を早期に図ることができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段としての確かかつ必要最小限である。 東日本大震災の被災者が恒久的な公的賃貸住宅に入居することを支援するため、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅の建設、買取り及び改良に係る費用を支援しているが(東日本大震災復興交付金の内数)、本特例措置は、住宅の専用部分の建設費用に対する支援である一方、予算上の措置は、住宅の共有部分及び併設する施設の建設費用に対する支援であり、両者の支援対象は重複しておらず、整合がとれている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
	10 有識者の見解		-
	11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

